

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月7日

支出負担行為担当官
動物検疫所長 星野 和久

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名・数量 光学文字認識を活用した情報読取機能改修業務
(電子入札方式対象案件)
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 契約締結日～令和9年3月29日
- (4) 履 行 場 所 仕様書のとおり

2 競争入札の参加に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において、A、B又はC等級で格付けされている者であること。
- (4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、仕様書に記載の公的な資格や認証等を取得しており、仕様書8に記載の書類を提出することができる者であること。
- (5) 動物検疫所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 電子調達システムの利用

本案件は、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に書面により申出のうえ、紙入札によることができる。

4 入札方法

入札書の提出方法は電子調達システムによるが、電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。

入札金額は、上記1の(1)の件名に係る代金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び日時

- (1) 場 所 動物検疫所総務部会計課
神奈川県横浜市磯子区原町11番1号 電話 045-751-5922
- (2) 日 時 令和8年9月7日から令和8年9月18日まで
9時から17時まで（ただし、行政機関の休日を除く。）

※ 本案件に係る資料は以下の方法により入手することができる。

調達ポータル「調達情報の検索」にて、必要な情報を入力又は選択し本案件を検索のうえ、「入札説明書」をダウンロード

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

6 証明書等の提出場所及び提出期限等

証明書等の提出場所及び提出期限は、以下のとおりとする。

- (1) 提出場所
動物検疫所総務部会計課
神奈川県横浜市磯子区原町11番1号
E-mail : aqs.compe-yokohama@maff.go.jp
- (2) 提出書類等 入札説明書8に定める証明書
- (3) 提出方法
(電子入札による場合)
電子調達システム上にてPDFファイルを添付送信すること。

(紙入札による場合)

持参、郵送(郵送の場合は提出期限必着)、電子ファイル送信

(4) 提出期限 令和8年9月24日17時まで

7 入札執行の場所、日時及び入札書の受領期限

(1) 入札書の受領期限等

ア) 電子調達システムによる入札

令和8年9月28日から令和8年9月29日13時00分までに入札金額の送信を行うこと。

イ) 郵送による入札

提出期限 令和8年9月28日17時まで

提出先 動物検疫所総務部会計課

〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町11番1号

ウ) 紙入札による入札

(2) に示す日時、場所において入札する。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年9月29日 14時

動物検疫所会議室

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お 知 ら せ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)をご覧ください。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。